経済法研究会

【幹事】
大軒 敬子（57期） Takako Onoki

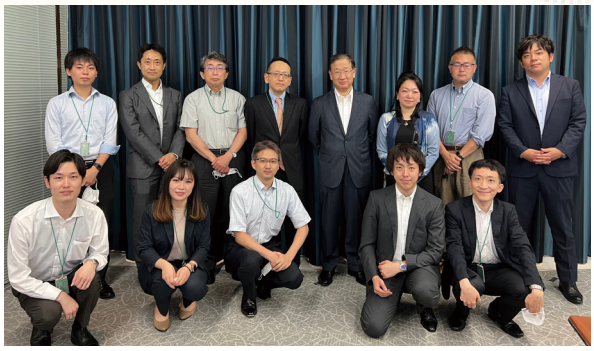

1 研究対象

当研究会は、経済法（主に独占禁止法（以下、「独禁法」）、下請法及び景表法）に関する先例の分析や法改正などを研究対象としています。

2 会員の顔ぶれ

日常的に独禁法の業務を扱っている弁護士に限らず、普段は独禁法に触れる機会があまりない弁護士もいます。企業内弁護士や当局（公正取引委員会（以下、「公取委」）や経済産業省（以下、「経産省」）など）経験者もいます。

私自身は、全く独禁法の知識がない弁護士登録2年目頃に経済法研究会に入会し、これが契機となり、現在では主に独禁法業務を扱っています。会員の中には、当例会で独禁法に興味を持ち、公取委や経産省の任期付き公務員になった方もいます。

3 例会

原則として、毎月1回、例会を開催しています。発表者による講演後、会員同士で活発な議論が繰り広げられています。

ア　例会の発表者

原則として本研究会の会員が持ち回りで発表を行っています。若手の会員にも積極的に発表してもらえるよう、テーマの選定などについて幹事がサポートしています。

外部講師（公取委の幹部職員、大学教授、エコノミストなど）をお招きしてご講演いただくこともあります。例えば2022年7月には公取委の古谷一之委員長にご講演いただきました（内容については後述）。

イ　例会で取り扱ったテーマなど

例会では、経済法に関わる様々なトピックを題材としています。

①　公取委の事例集や実態調査報告書など

毎年6月頃に公取委の「独占禁止法に関する相談事例集」（事業者等が実施しようとする具体的な行為に関して公取委が相談を受け、それに対する回答をした事例をまとめたもの）が公表されます。毎年、これを題材に例会を実施しています。

それ以外にも、公取委が公表する年度ごとの主要な企業結合事例集や実態調査報告書（「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書など）も題材にしています。

②　公取委の調査・執行事案

例えば私的独占の禁止（独禁法3条）が問題となったマイナミ空港サービス株式会社に対する公取委の排除措置命令及び課徴金納付命令の事例を題材にしたことがあります。また、2018年に導入された「確約手続」（事業者が改善を確約し、その代わりに公取委は違反行為を認定することなく審査を終了する手続）が用いられた事例（楽天

トラベルなどの宿泊サイトにおける宿泊料金及び部屋数の同等性条件が問題となった事例など）を題材としたこともあります。

③　企業結合規制

大規模なM&Aでは公取委などの競争当局に届出を行い、企業結合審査を受ける必要がある場合があります。そのような企業結合審査の事案を題材にすることもあります。

④　デジタルプラットフォーム、SDGsなど

デジタルプラットフォーム（いわゆるGAFAなど）を規制すべきか、どのように規制すべきか（独禁法で規制すべきかを含む）は、近年、世界的に議論されています。また、SDGs（持続可能な開発目標）やグリーン政策を実現するに際して複数の企業が共同で取り組む場合に、独禁法の問題（例えばカルテルなど）は生じるのか、競争政策の観点からどのように考えるべきかは、主に欧州を中心に世界的に議論されているトピックです。このような新しいトピックについても積極的に例会で取り上げ、会員間で活発な議論を行っています。

⑤　外部講師による講演

前述したとおり、昨年7月には公取委の古谷委員長に「公正取引委員会の競争政策について」ご講演いただきました。公取委の組織や使命、エンフォースメント（執行）とアドボカシー（競争唱導）の連携・強化に加えて、価格転嫁円滑化、デジタル分野のルール整備、競争政策とグリーン政策についてもご紹介いただきました。

委員長にご講演いただく貴重な機会でしたので、感染対策を万全にとったうえで対面＋ウェブのハイブリッド方式で例会を開催しました。左上の写真は、そのときに撮影したものです（写真を撮る直前まで全員、マスクをしています）。

4　定例研修

本研究会は、第二東京弁護士会の会員向け定例研修にも貢献しています。

今年度は2022年11月28日（月）に「独占禁止法関連訴訟～基礎（総論）及び頻出類型（各論）」という題目で、中野雄介会員と福塚侑也会員が講演を行いました（ウェブ開催）。基礎的な総論のみならず最近の裁判例の動向も踏まえた解説で、参加者には「自らの権利を自ら実現する」武器としての独禁法を学んでいただけたのではないかと思います。

5　その他の活動

ア　合宿

新型コロナウイルスがまん延する以前は、東京以外の弁護士会に呼びかけて、毎年1回、本研究会の合宿を兼ねて、ほかの弁護士会と合同で研究会を行っていました。2019年度は大阪弁護士会、2018年度は富山県弁護士会、2017年度は京都弁護士会、2016年度は兵庫県弁護士会、2015年度は新潟県弁護士会の有志の先生方と合同で研究会を行いました。

新型コロナの状況次第ですが、来年度には合宿を再開できたらと考えています。

イ　懇親会

コロナ禍前は、例会後、ほぼ毎回、有志で懇親会を行い親睦を深めていました。

6　最後に

本研究会では、経済法の知識・経験がある会員にかかわらず、これから経済法を勉強しようとする会員も一緒になって、積極的に議論を行い、切磋琢磨しています。

経済法に興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非一度、例会を見学してみてください（なお、見学は1回のみとさせていただいておりますので、ご了承ください）。

経済法研究会

例会の日程	毎月第1火曜 18：30～を原則とする
連絡先	幹事　秋葉 健志 （須藤綜合法律事務所） kenji.akiha@ndlo.jp
年会費	5,000円 （ただし、弁護士登録1年目は無料）
入会方法	幹事宛てにメールで「氏名、登録番号、期別、事務所住所・電話・FAX、事務所名、メールアドレス」をご連絡ください。例会の見学を希望される方も同様です。なお、例会の見学は1回限りとさせていただきます。